

Report

「北海道有機農業推進計画(第4期)」の概要について

北海道農政部食の安全推進局食品政策課

主幹 長山由起夫

はじめに

最近、店頭で「オーガニック」という表示をよく目にすになりました。

野菜コーナーはもとより、海外の加工食品や、衣類・化粧品などにも多く見られます。SDGs（持続可能な開発目標）や、温室効果ガス削減のためのカーボンニュートラルなどの言葉も、多くの人々に知られるようになり、環境に関する意識の変化を感じます。平成二一年五月に農林水産省が策定した「みどりの食料システム戦略」では、「二〇五〇年までに、オーガニック市場を拡大しつつ、耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を二五%（一〇〇万ha）に拡大することを目指す」という意欲的な目標が示され、話題となっているところです。

有機農業への注目が高まっていることをした昨今の状況の中、道では本年（二〇二二年）三月に「北海道有機農業推進計画（第4期）」を策定しました。本稿で

は、この推進計画について解説します。

本計画の意義（第Ⅰ章）

平成一八年（二〇〇六年）一一月に成立した「有機農業推進法」を踏まえ、道では、平成二〇年（二〇〇八年）以降、おおむね五年ごとに、同法に基づく「北海道有機農業推進計画」を策定し、有機農業を推進しているところです。平成二九年（二〇一七年）策定の第3期計画が、令和四年（二〇二二年）三月で終了することに伴い、これまでの取組を検証するとともに、有機農業を取り巻く最近の情勢変化に対応する内容を盛り込み、令和四年度（二〇二二年度）から五年間を計画期間とする「北海道有機農業推進計画（第4期）」を策定したものです。

第Ⅰ章では、計画策定に至った背景に触れるとともに、本道が、我が国最大の食料基地として重要な役割を担っている一方、環境への負荷をできる限り

低減した本道農業の持続的な発展が重要な

であるとの前提に立ち、有機農業推進の意義について、

- ・有機農業は、農業本来の自然循環機能を大きく増進する生産方式
- ・生物多様性保全や地球温暖化防止等に高い効果を示すなど、SDGsやカーボンニュートラルの達成に貢献するもの

・成長を続けるオーガニック市場での道

産シェア拡大は、道産農産物のブランド化にも寄与

- ・本道の重要な農業形態の一つと位置付け、積極的に推進することとしています。

有機農業とは（第Ⅱ章）

第Ⅱ章では、有機農業の定義や有機JAS認証制度についての説明をしています。

改めて、有機農業とは何かについてお

りいじしますと、

有機農業推進法では、

- ①化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと
- ②遺伝子組換え技術を利用しないこと

を基本として、

- ③農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業

と有機農業を定義しています。

一方、有機JAS規格は、「たい肥等による土づくりを行い、は種・植付け前二年以上及び栽培中に、原則として化学肥料及び農薬は使用しないこと」、遺伝子組換え種苗は使用しないことなどとされており、有機農業推進法の定義に加え、「は種・植付け前二年以上の農薬・化学肥料の不使用」や、「使用禁止資材の不使用」、「飛来防止措置の実施」などを行い、これらを登録認証機関に認証してもいいことが必要な厳しい規格です。

そもそも、有機JAS規格が制定され

る平成二一年（1999年）一月まで、

「有機」「無農薬」「減農薬」といった表示には、強制力のある基準がなく、消費者の適正な商品選択に支障が生じています。

したが、コードекс委員会（食品の国際基準を作る国際的な政府間組織）において、平成二一年（1999年）に「有機生産食品の生産、加工、表示及び販売に係るガイドライン」が採択され、有機農産物の国際的な基準が決まったことを受け、それに準拠する形で、同年の日本農林規格等に関する法律（JAS法）の改正に基づき、有機農産物やその加工食品に関する日本農林規格が制定され、表示の適正化が図られました。（これにより、

有機JAS認証を受けたもののみが「有機」「オーガニック」と表示してよいこととなり、今に至っています。

（なお、「無農薬」「減農薬」「無化学肥料」などの表示は、第三者が認証していないわば「自称」であり、栽培期間中に農薬を使わなかつたとしても土壤に

残留している可能性があることなどから、曖昧な表示とされ、農林水産省の「特別栽培農産物の表示に係るガイドライン」第四の五で禁止されています。)

前述のことより、有機JAS規格は国際的な基準であり、米国やカナダ、EU一七力国、英国などは、日本の有機JAS規格を、自国のオーガニック認証と同等のものとして取り扱っています。また、みどりの食料システム戦略の本文では、有機農業の数値目標について、「二〇五〇年までに、耕地面積に占める有機農業(※)の取組面積の割合を「五%（一〇〇万ha）に拡大することを目指す。（※国際的に行われている有機農業）」と記述されており、国際的に行われている有機農業との但し書きが付されています。今後、国際的な基準としての有機JAS規格レベルの有機農業の拡大を目指していくことが必要です。

ただし、有機農業推進法では、有機JAS規格によらない有機的栽培も対象と

しており、現在の道の施策の守備範囲も、同法の定義に即しています。

有機農業の現状（第三章）

道では、本計画策定に当たり、有機農業に関する調査を行い、現状の把握に努めました。

本道の有機農業の現状は、指標を、平成二九年度（二〇一七年度）と令和一年

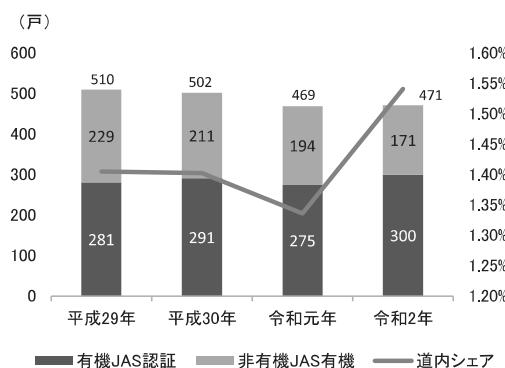


図1 有機農家戸数と全道農家戸数に占める割合

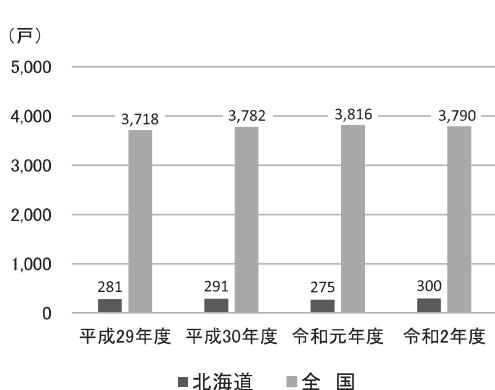


図2 有機JAS認証農家戸数(各年度末現在)

度（二〇一〇年度）で比較すると、有機農業に取り組む農業者は、五一〇戸から四七一戸に減少していますが、有機JAS認証を取得した農家は、二八一戸から三〇〇戸に増加しております（鹿児島県に次いで二位）。※有機JAS認証の数値は、農林水産省が有機JASの登録認証機関に対して調査し、とりまとめた数値で、非有機JAS有機の数値は、道農政部が各市町村に

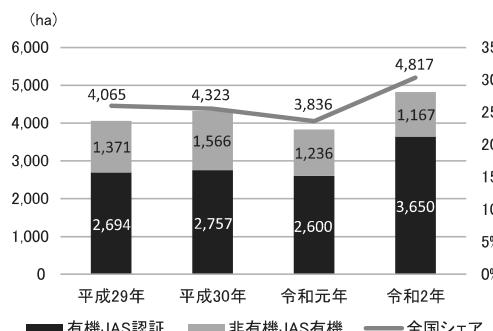


図3 有機農業取組面積と全国に占める割合
(有機農業ベース)

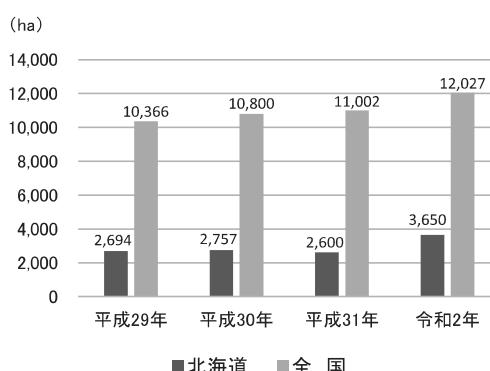


図4 有機 J A S 認証面積(各年 4月 1日現在)

調査した数値です。

一方、取組面積は、四、〇六五haから四、八一七haと増加しており、有機JAS認証の面積は、三、六五〇haで、全国の三〇・四%を占め、シェアは全国一位となっています。

また、道が市町村を通じて調査した令和二年度(二〇二〇年度)の北海道の有機農業取組面積を品目別に見ると、「牧草」が二、四五五haと全体の四七・四%

を占めて一番多くなっています。次いで「そば」が七七五haで一五%、「大豆」が二九二haで五・六%、「かぼちゃ」が二八二haで五・五%の順となっています。平成三十年度の統計と比較すると、牧草、そば、大豆、秋まき小麦、たまねぎが増えた一方、かぼちゃ、水稻、ばれいしょ、飼料用とうもろこしの面積は減少しています。牧草が大きく伸びているのは、飼料畑の有機JAS認証取得に対し支援す

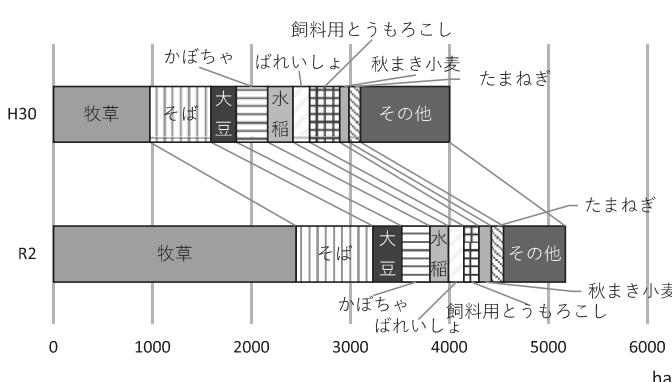


図5 道内の品目別有機農業取組面積

注：道農政部が市町村を通じて調査した数値のため、農水省の数値とは一致しません

る国の事業「環境負荷軽減型酪農経営支援事業」(いわゆる工コ酪事業)の創設も、要因の一つと考えられます。

また、道が毎年、消費者に向けて実施している有機農産物の消費に関するアンケートの実施結果を見ると、令和二年度調査

(有効回答数一八一名)で、有機農産物を購入していると回答した人は三三・七%で、より安全／安心な農産物だからとの理由が一番多く、八一・一%を占めました。量販店で購入していると回答した人は、八五・四%となり、以下、直売所・朝市、自然食品等専門店での購入が多い結果となりました。

一方、有機農産物を買わない人の理由は、「価格が高いから」が三九・九%で一番多く、以下、「普通の農産物で十分だから」、「売っているお店がわからないから」と続きます。「価格が高い」と回答した人に、どれだけの値段であれば購入するのかを尋ねると、「同程度なり」が二七・〇%、「五%高までなら」が二五・六%、「二割高までなら」が一四・七%で、同程度から一割の間で回答した人が、実に九七・三%に上りま

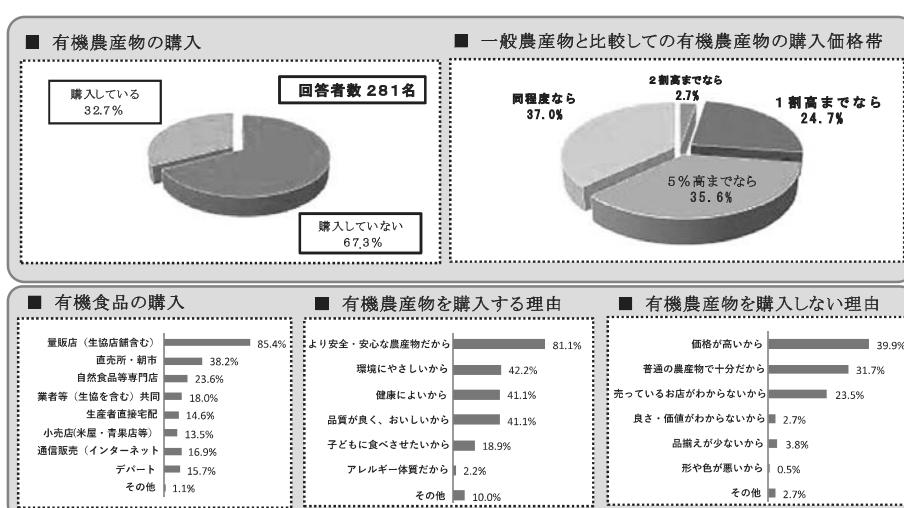


図6 道農政部「有機農産物の消費に関するアンケート調査結果（令和2年度）」

- 農業の現状について、
- ④子どもの頃から有機農業に親しむため
に学校給食に有機農産物を使うべき
これらを踏まえ、第三章の「有機農業
の現状と課題」では、現在の道内の有機
 - ③新規就農時の安定した出荷先の確保が
困難
 - ②除草作業の労働力確保が難しく、機械
除草技術の開発が必要
 - ①慣行栽培を行う農業者が有機農業を理
解する取組が必要
- した。一割を超えて高くなると買わないと
いう人がほとんどということになります。「価格が高いから買わない」と回答
した人のみに聞いた結果ではありますが、
収量が安定せず、除草などの手間もかか
る有機農業に対する消費者の理解不足が
浮き彫りとなつた結果となっています。
- また、様々な関係者とのヒアリングや
意見交換を行い、道内各地域で行つた意
見交換会でも様々な意見をいただきまし
た。主なものは次のとおりです。

- ①有機農業の取組面積や農家戸数に占める有機農家の割合は増加傾向にあり、振興局単位の「有機農業ネットワーク」の活動が行われていること
- ②道総研農業試験場で、三一の有機農業技術が開発されていること
- ③有機農産物には市場から引き合いがあること
- ④有機農産物に対する消費者の知名度は高く、いいイメージでうけられていること
- など、大きく四点にまとめることもに、課題として、
- ①除草作業に労力がかかり、収量が不安定な有機農業は、新規参入が難しく、市町村や農協を始めとする地域の関係者の関心が低いこと
- ②有機農家が実践するいわゆる「農法」は、農家や地域、作目などで大きく異なっており、普及指導が難しいこと
- 作業負担が大きい除草の省力化技術を含む技術開発の余地がまだあること

③有機農家は独自に販路を開拓する必要があり、配送料など流通コストが割高であること

④有機農業の定義を正しく理解している人の割合はまだ低く、価値が消費者にまだ十分に認識されていないこと

といった点を整理しています。

施策の推進方針と 展開方向（第IV章）

第IV章では、こうした課題を踏まえ、有機農業を推進するに当たっての「推進方針と展開方向」を四つの柱で整理しています。

1 有機農業の取組拡大

有機農業の役割などについて改めて地域の理解を促進するとともに、有機農業ネットワーク活動のより一層の活性化と有機農業への新規参入や転換促進により取組拡大を推進します。

道総研等と連携し、ICT等を活用した生産技術の開発・利用や、病害虫抵抗性を強化した品種の開発などを進めるとともに、有機農業者等への情報提供に努め、普及を推進します。

高性能除草機の活用など省力化技術の開発や、ドローンによるリモートセンシ

SDGs やカーボンニュートラルの達成へ貢献し、北海道農業の持続的な発展に資する有機農業の役割について、市町村や農協・慣行農業者への周知・啓発を図り、地域における理解促進に努めるとともに、振興局地域単位で組織される「有機農業ネットワーク」の活動を支援し、有機農業の取組の裾野の拡大を図ることとしています。また、新規参入者に対する支援体制の充実を図るための講習会等の実施により、専門的知識の習得や理解醸成の取組を進めることとしています。

2 有機農業技術の開発・普及

道総研等と連携し、ICT等を活用した生産技術の開発・利用や、病害虫抵抗性を強化した品種の開発などを進めるとともに、有機農業者等への情報提供に努め、普及を推進します。

ング技術など－CITを活用した生育診断や土壤診断技術の開発、AIを活用した病害虫発生予察技術等の開発、病害虫抵抗性を強化した品種の開発など、次世代有機農業技術につながる各種の技術開発を進めるとともに、こうした技術の積極的な普及に努めることとしています。

3 有機農産物等の販路拡大

有機農産物の販路拡大に向けて、量販店や宅配・インターネットなど様々な販売チャネルにアプローチしつつ、情報提供やマッチング、流通コスト低減に向けた取組などを推進します。

4 有意農業への理解醸成

有機農業者との連携等により、有機農業が環境に対する負荷を低減させ、SDGsやカーボンニュートラルに資する農業生産方式であることについての消費者の理解を醸成する取組を推進します。

農作業体験などの交流イベントなどを通じ、有機農業の理解醸成に努めるとともに、学校給食などで有機農産物等の利用拡大に向けた取組を進めることとしています。

目標指標

少量多品目を取り扱う個別完結型の有機農業者の新たな販路の確保に向けた取組のほか、有機農業者と流通関係者とのマッチング、販路拡大と流通コスト低減のための産地間連携の促進などに取り組む」ととしています。

②有機農家戸数を、現状の四七一戸から、六〇〇戸とする」と

③有機農業の定義を正しく認識している消費者の割合を、現状の三三%から、五〇%とする」と

目標に掲げています。

目標の達成年度を令和二年（二〇三〇年度）としているのは、令和二年五月に改定された国の「有機農業の推進に関する基本的な方針」と、ゴールを合わせているものです。

計画推進のための各段階の取組、必要な対応 (第V章、第VI章)

第V章と第VI章では、本計画の目標達

成に向け、道、市町村や農協、関係機関・団体のそれぞれの段階において取り組むべき内容と適切な進行管理や必要な調査の実施など、計画推進に向けての必要な対応を記載しています。

本計画が目標す数値目標として、令和二年（二〇三〇年度）までに

①有機農業の取組面積を、現状（令和二年（二〇二〇年度））の四、八一七haから、一、〇〇〇haとする」と

計画策定の経過

ねわつに

本計画の策定に当たっては、令和二年一一月から令和四年一月にかけ、道民からの意見募集（パブリックコメント）を実施し、一五の団体・個人から、「学校給食での有機農産物の利用を進めてほしい」など合計五一件の意見が寄せられたほか、地域における意見交換会や道議会議論などでの様々な「意見をいただきました。

これらを踏まえ、令和四年（二〇二二年）二月一五日、本計画は、関係団体や学識経験者などで構成する知事の附属機関である「北海道食の安全・安心委員会」から、おおむね適正と認める旨、答申されました。

計画本文は、道庁のホームページに掲載していますので、ぜひご覧ください。

解決され、有機農業への新規参入や慣行

本計画では、二〇二〇年度の有機農業取組面積を、現状の一・三倍の一〇〇haとする目標を設定していますが、面積を一倍以上にするの意欲的な目標設定をもってしても、道内の耕地面積に占める有機農業取組面積の割合はまだ一%に過ぎません。今回策定した本計画は、もちろん「みどりの食料システム戦略」とは別物ですが、みどり戦略の一五%の目標がいかに野心的なものであるか、この点でもわかります。

このみどり戦略は、副題として「生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現」をうたっており、二〇四〇年までに「次世代有機農業技術」を確立することとしています。その技術で、有機農業の弱点である「除草等の労力がかかること」と「収量が不安定であること」が

農業者の有機農業への転換のハードルが、少しでも下がることが期待されます。ただし、この技術開発はまだ緒に就いたばかりであり、例えば、現下の化学肥料の大額な高騰は、一見、有機農業にとっては追い風に見える外的要因ですが、現段階では、有機農業への転換にはまだ様々な高いハードルが存在しています。

みどり戦略の策定により、国が有機農業の拡大に大きく舵を切ろうとしていることが明らかになった今、有機農業の拡大を目指すためには、普通の農家の経営の選択肢に有機農業が入るような環境を整備することが重要です。本計画の特徴として「市町村や農協」の役割に言及しているが、役場や農協そして慣行農業者を含む地域全体で、有機農業を理解し、今後の方針性をともに考えるような空気づくりも必要ではないかと感じています。北海道における有機農業の拡大に向け、農家のみなならず地域の関係者の皆様の取組に大きく期待しております。